

「河合のまち貸します・あなたの企画買います」 交付金実施要領

1.目的

「多くの若者に河合町へ来てもらおう」趣旨を踏まえ、町有施設（ホール・会館、校舎、庁舎、公園など）に限定せず河合町内で実施されるイベントを支援することで「河合のまち貸します」制度の活用促進を図り、町の魅力を発信し、にぎわいと活力を生み出すことを目的とします。

2.特別実施要領

この要領は、「河合のまち貸します」の特別実施要領とし、記載項目以外は「河合のまち貸します」実施要領を適用します。

3.対象経費

- ・原則として入場料や参加費などの収入を必要経費から除いたものを対象とし、事業終了後に町の予算の範囲内において、町が認定した費用または5万円のいずれか少ない額を交付します。なお、算出した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を交付します。
- ・単なる飲食費など、主催者や参加者などのイベント関係者が負担すべきと認めた費用は対象になりません。
- ・採択後であっても、偽りや不正があった場合は採択を取り消すことがあります。

4.応募方法等

(1) 審査対象

応募期日や会場使用等の条件を守れない主催者の企画は、審査の対象とはなりません。なお、同じ代表者（責任者）の同じ企画については1回を上限とします。

(2) 応募方法等

「河合のまち貸します・あなたの企画買います」実施要領の応募用紙（様式1）と収支計画書（様式2）を提出して下さい。審査後、採択が決まりましたら代表者（責任者）に採択の可否を通知します。

(3) 応募期日

毎年度5月30日まで受け付けます。応募状況により、二次募集を行う場合があります。

(3) 募集企画数 概ね3企画

* 1団体あたり、1企画の支援となります。

5.事業報告

- ① 企画等の終了後、要した費用が分かる領収書等の種類と併せて、成果などを収支精算書（様式3）を2週間以内（または毎年3月31日のいずれか早い日まで）に提出して下さい。

6.交付

事業報告書類の審査後に交付額を通知して交付を行います。

7.提出、問い合わせ先

「河合町役場 観光振興課」

〒636-8501 北葛城郡河合町池部 1-1-1

電話 0745-57-0200

附 則

この要領の改定は、令和6年5月1日より施行する。